

役員等の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人かな会（以下「当法人」という。）の定款第21条の規程に基づき、役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長は報酬として月額50,000円（源泉所得税額控除前）を支給する。
- (2) 役員等が、評議員会、理事会、その他会議への出席、又は監事監査を行ったときは、当日に報酬として日額5,000円（源泉所得税控除後）を支給する。
- (3) 役員等が、法人業務を行う場合、別に定める〈かな会旅費規程〉に基づき、費用弁償として旅費を支給する。
- (4) 法人職員を兼務し、職員給与を支給している者に対しては、この規程に基づく報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の定める時期とする。

- (1) 理事長報酬については、月の初日から当月末日までとし、支給日は25日（金融機関休業日の場合は、前営業日）とする。
- (2) 報酬等は、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

附 則 この規程は、平成29年4月1日から施行する
附 則 この規程は、令和6年12月19日から施行する